

従来の健康保険証のすべての有効期限が切れる2025年12月2日以降の対応について、厚生労働省は11月12日に新たな通知を発表しました。ここでは通知などの情報をもとに、12月2日以降の資格確認の対応についてまとめました。歯科医院の窓口対応で参考にしてください。

Q. 「有効期限切れの健康保険証」や「資格情報のお知らせ」による資格確認の特例はいつまで適用か。

A. 資格確認書やマイナ保険証を持っていない患者の「有効期限切れの健康保険証」や「資格情報のお知らせ」が、単独で資格確認をすることを認められているのは、2026年3月末までです。

Q. 患者がマイナ保険証のみ持参して来院したが、顔認証付きカードリーダーで読み取りができず、資格確認ができない場合はどうしたらよいか。

A. マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証原本の確認と併せて、紙またはスマートフォンなどで「資格情報のお知らせ」を確認し、オンライン資格確認を行います。「資格情報のお知らせ」が確認できない場合は「被保険者資格申立書」の記入をしていただきます。詳細は協会ウェブサイトから「これからの窓口対応 きほんのマニュアル」をご確認ください。



Q. 患者がスマートフォンのマイナ保険証のみを持参してきたが、当院はスマートフォンのマイナ保険証は対応していない。どのように資格確認を行えばよいか。

A. スマートフォンのマイナ保険証の読み取りに対応していない場合は、患者さんにスマートフォンでマイナポータルにログインしてもらい、「資格情報のお知らせ」を提示してもらうことで資格確認を行って良いとされています。

12月2日からの資格確認方法



通常の
マイナンバーカード

顔認証

顔写真のない
マイナンバーカード
(暗証番号認証・不可) (顔認証・自視確認モード不可)



資格確認書
(カード型以外のハガキ型や
A4型Web版の場合もあり)

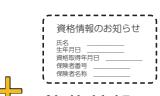


マイナ保険証
搭載のスマホ

マイナ保険証が使えない時(*)の資格確認方法



マイナ保険証



資格情報の
お知らせ
(2026年3月末まで単
独でも資格確認可)



マイナ保険証



マイナポータル
の資格情報画面
(PDFも含む)



マイナ保険証



被保険者
資格申立書

※ オンライン資格確認システムが未導入の医療機関は、①②③④ の方法で資格確認を行います。

2025年12月2日からの資格確認

資格確認方法	2025年 12月2日~	~3月末	2026年 4月~
健康保険証		有効期限切れ 資格確認書やマイナ保険証などが ない場合に単独でオンライン資格確認可 (2026年3月末まで)	
資格情報の お知らせ		資格確認書やマイナ保険証などが ない場合に単独でオンライン資格確認可 (2026年3月末まで)	
資格確認書			マイナ保険証が読み取りできない場合に資格確認可
マイナ保険証			有効期限5年以内 (各保険者が設定) 有効期限なし (5年に一度電子証明書の更新が必要)